

令和2年2月19日

各 学 部 長
地 域 創 造 学 環 長
光 医 工 学 研 究 科 長
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長
電 子 工 学 研 究 所 長
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長
イ ノ ベ ー シ ョ ン 社 会 連 携 推 進 機 構 長
国 際 連 携 推 進 機 構 長
安 全 衛 生 セ ン タ ー 長
男 女 共 同 参 画 推 進 室 長
附 属 図 書 館 長
事 務 局 長
技 術 部 長
保 健 セ ン タ ー 所 長

殿

学 長

新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱いについて（通知）【第1報】（抄）

この度、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第22号）の施行により、令和2年2月1日をもって、新型コロナウイルスが感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する「指定感染症」として定められました。

これに関し、新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱いについて、別紙のとおり定めましたので、教職員に周知していただくとともに、遺漏ないようご対応願います。

（本件担当）	
国立大学法人 静岡大学	
総務部職員課	
電 話	054-238-4419
F A X	054-238-3274

新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱い

I 新型コロナウイルスに感染した教職員（大学の非常勤講師を除く。以下同じ。）に関する就業上の取扱い

1. 新型コロナウイルスに感染した教職員に対する就業上の措置

- ・ 就業禁止とする。
- ・ 就業禁止期間の末日は、原則として、治癒日とする。

2. 就業禁止となった教職員における手続き

- 1) 新型コロナウイルスに感染したことにより就業禁止となった教職員は、新型コロナウイルスに感染した旨を部局の総務担当に連絡するとともに、医療機関等の指示に従うものとする。
- 2) 同教職員は、治癒したときは、医療機関等の治癒証明書等を部局の総務担当に提出するものとする。

II 新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために学長が必要と認める教職員に関する
就業上の取扱い 【別添のフローチャート参照】

1. 新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために学長が必要と認める教職員に
対する就業上の措置

- ・ 就業禁止とする。
- ・ 就業禁止期間の末日は、原則として、静岡県内の各保健所に開設される「帰国者・接触者相談センター」の指示、医療機関等の検査結果等をもとに判断した日とする。

2. 該当者とは

新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために学長が必要と認める教職員とは、次に掲げるいずれかの者をいう。

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く者（解熱剤を飲み続けなければならない者も同様）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者
- ・ 令和2年1月以降に、中華人民共和国湖北省又は浙江省に滞在した者
- ・ 令和2年1月以降に、湖北省滞在者又は浙江省滞在者と濃厚接触があった者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が確定した者と濃厚接触があった者

3. 就業禁止となった教職員における手続き

1) 「2. 該当者」に該当したことにより就業禁止となった教職員は、直ちにその旨を部局の総務担当に連絡するとともに、静岡県内の各保健所に開設される「帰国者・接触者相談センター」に相談し、同センターの指示に従うものとする。

2) 同教職員は、相談結果及び検査結果（帰国者・接触者外来を設置している医療機関において検査を受けた場合に限る。）を部局の総務担当及び保健センターに報告するものとする。

報告にあたって、検査結果報告書がある場合は、同報告書を部局の総務担当に、同報告書の写しを保健センターに提出するものとする。

静岡大学保健センター静岡支援室 054-238-4468

静岡大学保健センター浜松支援室 053-478-1012

3) 同教職員は、相談結果及び検査結果を踏まえた保健センターからの連絡を受けた後に、就業を開始するものとする。

本通知内容は、今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況、厚生労働省等からの通知、本学の産業医の意見等を踏まえて見直すことがあるため、新型コロナウイルスに関する学内周知及び関連情報を取りまとめた次のサイトを随時参照するものとする。

<https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/covid-19.html>

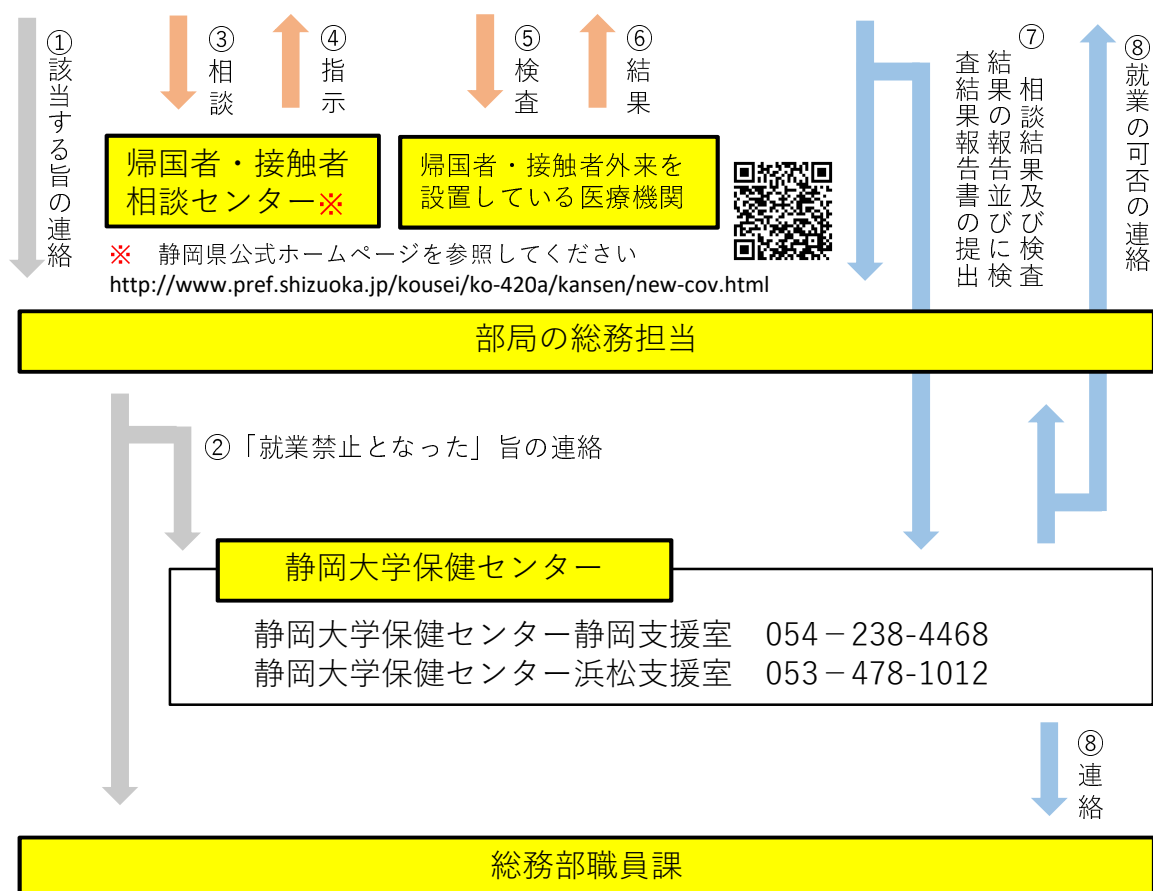


新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために学長が必要と認める教職員の就業上の取扱い

教職員

次に掲げるいずれかの者については、**就業禁止**とします。
つきましては、次に掲げる者は、直ちに該当した旨を部局の総務担当に連絡するとともに、「帰国者・接触者相談センター」に相談し、同センターの指示に従って下さい。

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く者（解熱剤を飲み続けなければならない者も同様）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者
- ・ 令和2年1月以降に、中華人民共和国湖北省又は浙江省に滞在した者
- ・ 令和2年1月以降に、湖北省滞在者又は浙江省滞在者と濃厚接触があった者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が確定した者と濃厚接触があった者



今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況、厚生労働省等からの通知、本学の産業医の意見等を踏まえて見直すことがあるため、新型コロナウイルスに関する学内周知及び関連情報を取りまとめた次のサイトを随時参照して下さい。

<https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/covid-19.html>



本取扱いの作成にあたっては、厚生労働省が作成した次の資料を参考にしています。
新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）【令和2年2月17日時点版】